○東北地方整備局告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　浦尻地区海岸公共災害復旧工事（福島県南相馬市小高区浦尻字町地先海浜地から同市小高区浦尻字町地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県南相馬市小高区浦尻字町地内
福島県南相馬市小高区浦尻字町地先海浜地

２　使用の部分　福島県南相馬市小高区浦尻字町地内
福島県南相馬市小高区浦尻字町地先海浜地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県南相馬市小高区浦尻字町地先海浜地から同市小高区浦尻字町地内までの延長658ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「浦尻地区海岸公共災害復旧工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10号の２に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第３条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者である福島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

福島沿岸は、福島県相馬市の茶屋ヶ岬から茨城県境までの延長約139kmの海岸であり、このうち、福島沿岸小高海岸浦尻地区海岸は、南相馬市小高区浦尻に位置する延長約921ｍの海岸である。

福島県沿岸部は、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んな地域であるが、太平洋に面していることから、これまでも津波等による被害に見舞われており、平

成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

福島沿岸の海岸保全対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を契機とし、平成25年４月に変更された福島沿岸海岸保全基本計画に基づき、明治三陸タイプ地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるT.P.（東京湾平均海面）＋7.2mを確保することを目標として、順次、海岸改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された海岸改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることから、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年６月及び平成27年10月に、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。また、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているハイタカ及びクロマルハナバチ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミクリ及びミズアオイ、その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適

合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を陸側に整備する案（以下「申請案」という。）と、堤防を従前位置に整備する案及び堤防を申請案より陸側に整備する案の３案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が中位であるが、既設堤防を仮締切堤防及び工事用道路として使用することから施工性に優れていること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、相馬市長を会長とする相馬地方市町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県南相馬市役所